

令和2年(三)第35号 四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分申立事件

債権者 山口裕子 外6名

債務者 四国電力株式会社

求釈明申立書

2020年9月28日

広島地方裁判所第4民事部御中

債権者ら代理人 弁護士 河合 弘 之

弁護士 胡 田 敢

ほか

- 1 債権者らの求釈明に対する債務者の令和2年9月18日付け回答書には、「最新の科学的、専門技術知見」、「合理的」という価値評価を含む用語が使われている。そのために多様な理解、解釈が可能となり、債権者らと債務者の間での議論がかみ合わなくなるおそれがあるので、再度、釈明を求める。

本件原発敷地に650ガルを超える地震動が到来する現実的可能性について債務者はどのように認識しているのか。債権者らは、このことについては以下の3つの選択肢しかないと考えているので、債務者の認識はいずれであるかを示していただきたい。なお、債権者らの認識は③である。

- ① 本件原発敷地に650ガルを超える地震動が到来することは絶対にない。
 - ② 本件原発敷地に650ガルを超える地震動が到来することは絶対にないとまでは言い切れないが、まずない。
 - ③ 本件原発敷地に650ガルを超える地震動が到来することはあり得る。
- 2 債務者の準備書面(1)の39頁以下には実耐力という言葉が複数回出てくる

が、39頁2～3行目にある実耐力の定義は「建築基準法を満たした場合に有する実際の耐力」とされている。しかし、この定義は、原発の通電、給水、監視制御機能等の耐震性には適用できないと思われる。また、原発の通電、給水、監視制御機能等の耐震性に関する債務者の言うところの実耐力について具体的な数字も挙げられていないので、趣旨を理解することができない。

次の各点に答えられたい。

- ① 原発の通電、給水、監視制御機能等に関する債務者の言うところの実耐力の定義を示されたい。
- ② 原発の通電、給水、監視制御機能等に関する債務者の言うところの実耐力を具体的に示していただきたい。
- ③ 実耐力はクリフエッジを指すのか、それとは違うものか。違うとすれば何を意味するか。
- ④ 本件原発のクリフエッジはいかほどか。

上記各釈明は裁判の進行において極めて重要であり、債権者らが準備書面を作成するに当たって不可欠の釈明であるので、2週間以内に釈明されたい。

以上